

平成27年第1回和水町議会臨時会会議録

平成27年1月19日和水町議会第1回臨時会を議場に招集された。

1. 平成27年1月19日午前10時00分招集

2. 平成27年1月19日午前10時00分開会

3. 平成27年1月19日午後0時41分閉会

4. 会議の区別 臨時会

5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1番 生 山 敬 之	2番 森 潤 一 郎	3番 蒲 池 恭 一
4番 豊 後 力	5番 荒 木 政 士	6番 松 村 慶 次
7番 小 山 暁	8番 高 巢 泰 廣	9番 庄 山 忠 文
10番 池 田 龍之介	11番 杉 村 幸 敏	12番 笹 淵 賢 吾
13番 荒 木 拓 馬	14番 杉 本 和 彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	松 尾 裕 二	書 記	前 田 聡 子
---------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	総 務 課 長	高 木 洋 一 郎
総 合 支 所 長	松 尾 憲 成	企 画 課 長	今 村 裕 司
兼 住 民 課 長		事 業 課 長	山 下 仁
経 済 課 長	坂 本 政 明		

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 平成26年度和水町一般会計補正予算(第9号)

日程第4 議案第2号 指定管理者の指定について(菊水ロマン館)

日程第5 議案第3号 指定管理者の指定について(三加和温泉ふるさと交流センター及び
和水町緑彩館)

日程第6 議案第4号 財産の無償貸与について(旧緑小学校)

日程第7 同意第1号 和水町副町長の選任について

日程第8 閉会中の継続調査について（各委員会）

開会・開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

ただいまから、平成27年第1回和水町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉本和彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、13番、荒木拓馬君、1番、生山敬之君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（杉本和彰君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 議案第1号 平成26年度和水町一般会計補正予算（第9号）

○議長（杉本和彰君） 日程第3、議案第1号「平成26年度和水町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） はい、皆様おはようございます。議案第1号平成26年度和水町一般会計補正予算（第9号）について提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配付の予算書の裏面を御覧いただければと存じます。平成26年度和水町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるとして、第1条、債務負担行為の追加は、第1表 債務負担行為補正による。

平成27年1月19日提出。和水町長福原秀治でございます。

第1表の説明を申し上げます。債務負担行為の事項はLED防犯灯リース事業でありまして、期間は平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間でございます。限度額につきましては、リース事業2,300万円と消費税に相当する額とするものでございます。当防犯等のリース事業

につきましては、平成27年度以降10年間、防犯灯を管理運営するためにリース事業として行うために、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。今後の作業といたしましては、リース事業者が町内にあります1,132灯の防犯灯を今年度中にLED照明に取り替えを行っていただきます。そして、その後町とリース事業者との間でリース契約を結ぶ予定にしております。このLED防犯灯リース事業による効果といたしましては、まず二酸化炭素排出量の削減にございます。年間39トンの二酸化炭素の抑制をすることができますし、これを杉に直しますと2,800本年間ですけれども、の吸収量に貢献することができるものと思われましてとともに本町で負担しております、電気料の軽減ですとか防犯灯の管理運営に対する事務の軽減を、図ることができるものでございます。なお、一番後ろのページ、2ページですけれども、前年度末までの支出見込額というのはゼロでございまして、まだ事業を執行しておりませんので、次年度以降の事業でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） この防犯灯LED照明の事業形態は、10年間のリース契約となっておりますが、それに要します債務負担行為限度額は、2,300万プラス消費税に相当する額となっております。従来型の白熱電球とLED電球を比較した場合ですね、消費電力やあるいは、寿命・電気代などのコスト大幅に低くなると聞いてはおりますが、実際問題としてですね、現在の街灯と比較した場合ですね維持管理費等を含めたところで、年間どのくらいのコストダウンが見込まれるのかまず伺いたいと思います。それから、今回町内全体の防犯灯をLEDに転換する防犯灯数はただいま総務課長から話がありましたように、1,132灯と聞いておりますが、菊水地区と三加和地区の割合はどうなっているのか、以上の2点についてお伺いいたします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 期待される効果の中で、電気料事務費等の軽減を申し上げました。電気料につきましては、現在約年間340万円の支出を行っておりますが、LEDにいたしますと年間約180万円程度の電気料の負担でござます。ただ、管理費と申しますのがリースの代金が出てまいりますので、管理料と電気料を含めまして、現在約年間480万円程度の支出をしているところでございます。これをリースで計算いたしますと、リースが今2,300万円年間230万円で計上させていただきますいておりますが、それ10%の消費税を相当を見込みますと、430万円程度ではなかろうかと今試算をしているところでございます。したがって、10年間で約500万程度の経費節減に貢献できるのではないかと考えているところです。なお、2つ目の質問で菊水地域と和木地域の灯数について御質問いただきましたが、ちょっと資料をこちらの資料を持ち合わせてございませので、後ほど御答弁させていただきたいと思っております。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま、総務課長の方から答弁がありましたように、10年間で500万円の経費節減になるという説明を聞きまして安心いたしました。是非LEDを積極的に推進していただきますようお願いをいたします。それから、今回のLED照明導入事業の入札にあたりましては、プロポーザル方式で業者を選定すると聞いておりますが、現在副町長のいない審査会のメンバーはどうなっているのかこれ以前誰か聞かれたと思いますが、もう一本確認のためにお伺いいたします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） はい、審査会では町長、それから総務課長、総合支所長、失礼いたしました。町長は違います。総務課長と総合支所長と建設課長、経済課長4名でございました。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） はい、ただいま審査会のメンバーはよくわかりました。今回、町内の防犯灯が最先端技術の、そのLED照明灯にすべて転換するという、この一大事業に着手することになっておりますが、公共工事の品質確保の促進に関する法律のがあります、つまりこれは品確法という法律に基づいて、基本的な方針等が定められていると思いますが、今回のプロポーザルによる業者選定を行うにあたってですね、その評価基準というか審査基準は、どうなってるのか、もし公表できれば、可能であれば伺いたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） はい、多くの審査項目を設けておりましたけれども、概略を申し上げますと器具の大きさ、それから照明能力、それから管理運営の方法、それから費用、事業費用ですね、それから信用度、その事業者のLED照明等の製造する会社の規模ですとか、そういうところを審査をいたしたところでございます。詳細については、事務所の方でございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに、質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） はい、10番。債務負担行為ですね、法律上、限度額が不足的な事態を考慮すれば文言で表現していいという自治法にはなっています。でも、この債務負担行為というのは、民間でいう約束手形の発行と私は解釈しております。それで、先ほどの説明からすると今の現行の消費税は8%、昨年の暮れの国政選挙前にですね、安倍総理が今年度10月に10%に引き上げるのを延期したいと17年の4月1日に延期したいという旨、表明されて国政選挙が行われております。その時はもう必ず実行しますと言うことをおっしゃっておりますので、たぶん平成17年の4月1日からは消費税が10%になると思うんですよ。それでですね、これリース契約という

のは、どういう形態でされているのかをちょっとお聞きしたいんですけど、契約の時のですね消費税8%、それを10年間で契約するのか、それとも毎年切り替えて契約するのか、それ一括で10年間の契約をすることによってですね、約36万8,000円安くなります。だから、文言を変えればいいって私は思うわけです。毎年毎年のリースの切り替えじゃくて、10年間一括で10年間リース契約をいたしますよということで、契約をすればその年月日が消費税が8%の場合は、10年間8%というのが生きると思うんです。2,300万かける1.08かける10年でいいと思うんです。総額払うのは、だから、その契約の仕方、方法ていうか、それをどのように考えておられるのかちょっとお聞きします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 今回の契約につきましては、この文言のとおり契約金額を本体の契約金額をして、消費税相当額は別途というふうなことを想定をしているところでございます。確かに、今8%、契約時点では8%であります、10%に上がることは、確定をいたしております。なお、これを8%で今契約をいたしますと、10%に上がった時にその2ポイント部分は、事業者にいたしますともらえなくなるし、国に納める消費税は増えるということが生じてまいります。従いまして、この文言で債務負担行為のお願いを申し上げたいと存じておりますし、契約についても、そのような契約10年間の契約でいければというふうに考えているところでございます。なお、10%に上がるのはもう決まっておりますけれども、その後の国の財政と10年間という非常に長いスパンでございますので、その後の消費税のアップ分どのようになるか、今のところ不透明でございますので、文言表示にさせていただいたところでございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 契約時点で、そのように契約しとればですよ、消費税が上がったとしても消費税分はこれだけです。業者は言えるんじゃない。2%業者が負担せにやいかんごつなると。自分はそうじゃないと解釈しておりますけど。仮に消費税が、経済状態どうのこうのですね、総務課長が言われるように10%じゃなくて20%、30%になった時、なる、あれもあるかもわからんですけれども、そうたやすく20%、30%、国は上げません。と思います。2%、5%から3%に上げ、10%に上げるのを3%、そしてプラス2%で10%に上げるというのを、苦心惨憺（さんたん）にしてやってる状態ですので、どんなに経済状態が変わろうとですね、そう簡単に20%とか、15%とか20%、欧州からすると16%から17%が普通ですけどですね、そう簡単には上げれないと思うわけです。だから、契約の方法で契約時点のあれで、ずっと10年間は通せるとじゃないかなと自分は思いますけど。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） はい。単年度契約、原則、地方公共団体は単年予算、単年執行で

ございますので、単年度契約ですとその当日の消費税でまいますけれども、長期に渡る契約、そう滅多にあるものではございません。確かに10%に上がることが確定しておりますので、確実ですので、その年度ぐらいいましたら計算はできるのですが、その後に10年という長い期間でございますので、そこを考慮したところでございます。なお、5%から8%に上がった時に、正確に記憶にはございませんけれども、消費税の3%分3ポイント分を契約変更を事業者さんに契約の更新というんですか、変更契約について、指導があったように記憶しておりますし、事業者の経営努力だけでは、できない部分も生じてくるかと存じます。従いまして、このような文言表記にさせていただいたところでございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 総務課長て、自分が言ってるのはね、この表現は自治法で認められるとは知ってるよ、だから、表示についてを自分が質問しているわけじゃないわけたい、消費税を8%で10年間払う契約をしてほしいということをお願いしよるわけたい。たかが、36万8,000円かもわからんですよ、その8%で契約することによってですよ、36万8,000円ぐらいじゃ出てこんわけですよ、差額は。17年の4月1日、17年度から10%に消費税を払ったとしてもですね、10年間のトータルでいうと36万8,000円の差額しか出てきません。しかし、36万8,000円血税ですの、そういう努力をしてほしいをお願いしよるわけです。この表示が、どうのこうのは私は言ってます。私も自治法で勉強してますので、こういう表示は許可されております。地方自治法で。私が言ってるのは、長期リース契約どうのこうのそれをするを許すのが、債務負担行為なんです。だから、その契約の方法で考えてくださいをお願いしてるだけです。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時28分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） はい。大変失礼をいたしました。長期にわたる契約において、当日契約時の消費税で契約して、その後もずっと可能かどうか、その消費税で可能かどうか、そういう契約が、可能かどうかについて、調査をさせていただきたいということが一つ。それから、もう一つは、相手方がいることでもございますので、交渉の中で可能であれば、そのように進めてまいり、なければまいりたいと思います。なお、地方公共団体の立場といたしまして、法律等に基づく執行をしていかなければならないという立場もございますので、そのへんも検討をしなければならないと存じているところでございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

13番 荒木拓馬君

○13番（荒木拓馬君） 1,132灯の中にですね、中につちゅうか、町がですね、今、電気料を支払っている部分の防犯灯ですね、と、その1,132の中に入ってるか入ってないかわかりませんが、行政区でですね、各行政区で支払って電気料を支払っている、街灯というものもあるかと思えますけれども、それも含まれているのかということと、現在、LED化されているLEDの街灯があると思いますけれども、それあたりの数がですね、わかれば今現時点でそのLEDの街灯がどれくらいあるのか、ちょっとあるて聞いたことあるけんですね、わかればお願いいたしたいと思えます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） まず、このLED化の推進につきましては、防犯灯の管理の仕方が、旧菊水町と旧三加和町で差異がございました。旧三加和の方は、ほとんどが町が管理をしていたと。菊水地域では、限られたところを町が管理し、後は地元の行政区で管理をしてもらっていたという経緯がございまして、一本化しようという動きの中で、このLED導入とともに一本化をするものでございます。既に、それからLEDに転換をされております地域設置の防犯灯あるいは、町が設置をしている防犯灯は、その工事対象ではございません。取替えの工事対象ではございません。行政区ごとの防犯灯につきましては、手元に資料がございません。大変申し訳ございません。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。議案第1号、平成26年度和水町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 指定管理者の指定について

○議長（杉本和彰君） 日程第4、議案第2号「指定管理者の指定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 議案第2号、指定管理者の指定について（菊水ロマン館）の提案理由の説明を申し上げます。議案書を御覧いただきたいと存じます。

指定管理者の指定について。菊水ロマン館の指定管理者を次のとおり指定する。平成27年1月19日提出。和水町長福原秀治でございます。菊水ロマン館の設置及び、管理に管理条例第13条第1項の規定に基づいて指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があるため、本議案を提出するものでございます。管理を行わせる、公の施設の名称は、菊水ロマン館。指定管理者となる団体は、住所が和水町江田455番地、団体名、株式会社菊水ロマン館、代表者、代表取締役坂本幸介。指定の期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

選定については、和水町の和水町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第6条第1項第5項の規定により、選定したものでございます。この指定に指定の手続きに関する条例の第6条第1項第5号は公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的及び効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が期待できる時は、本町が出資する法人または、公共的、公共団体若しくは公共的団体を指定管理候補者として、選定することができると規定しております。

そのことから、公募によらず、指定管理者の候補者として提案をするものでございます。平成27年1月9日に、和水町指定管理候補者選定審議会を開催いたしまして、指定管理候補者として選定をいたしました。当株式会社菊水ロマン館は、平成18年から当館を指定管理者として、運営をしていただいております。黒字経営を続けてきたところでございますが、今期については、経営努力を続けましたものの、入館者の減少、それから燃油等の高騰などによりまして、赤字経営を余儀なくされているところでございます。しかしながら、地域住民への貢献を評価したところでありまして、今後3年間の収支予算計画についても、赤字の解消に向け黒字経営を目指すとしております。このようなことから、今後も適正な管理運営を行い、地域振興の中核施設としての、充実を図っていく上で指定管理者として適当であると判断をさせていただきました。

以上、提案理由の説明を終わり、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これで、提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） まず、ロマン館の状況につきましては、大変厳しい中に地域活性化の拠点として、運営がなされていること非常にありがたく思っております。雇用を確保し、農産物の生産物を直売すると、そして、また町の活性化を図るという目的のもとに設立されたロマン館ですが、大変最近はこの利用率が落ちているんじゃないかなと思いますが、まずは、その農産物の出荷をされておられる方がどれくらいおられるのか。また、販売額がどれくらいなのか、このへんについて1点伺いたいと思います。それからまた、もう既に、第4四半期に入っております。決算も間近になっておりますが、決算の見通しはどのような状況か、わかりますならば教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 高巣議員の御質問にお答えいたします。まず、生産者の人数ですが、すいません、こちらの方にちょっと資料持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。物産の実績につきましては、平成23年の実績といたしまして、2億104万7,000円の実績がございます。また、24年度につきましては1億8,599万9,000円の実績でございます。25年度につきましては1億7,481万1,000円の物産の実績を示しているところでございます。それと、今年度の決算の見通しということでございますけれども、今年度につきましては、今現在、事業を業務をなされているところでございますけれども、事業につきましては、11月末につきましては、10月の売り上げ実数が下がっておりまして、入館者数の減と後は水道光熱費の増により、実質的には、今のところ減の状態で推移しているところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

8番 高巣泰廣君

○8番（高巣泰廣君） 販売実績は23年度で2億。それから、24年度25年度については1億8,000万から7,000万というようなことで、若干この24年、25年、下がり気味だと減少しているというような状況です。大変こう厳しい状況が、続いているかなと思うわけですが、入館者も非常に少なくなっているというようなことです。やはり、こういった直売所、至るところにあちこちにあるわけですが、いかにこのいい新鮮なやつを、いかに供給していくかということで、お客さんを確保すると、それから、いろいろなイベントを組み合わせるですね、やっていかないとなかなか、お客さんを寄せることも難しいかなと感じるわけですが、いろいろそれなりの努力はしておられるとは思いますが、やはり新鮮な農産物を、販売するとこれは、非常にこの農業の活性化に、貢献をしていただいているというふうに思うわけです。そういったことで、特に高齢者の方々もですね、野菜を作って現金収入を得ると、その生きがいにも繋がっていると、非常にこの大きな部分があるかと思います。そのへんを考えますとですね、やはりもっともっと頑張っていたきたいなと思うわけですが、町内とこの出荷者数ちょっとわからんということですけど、町内と町外、これはあとで結構でございますんで分けてどういうふうな状況なのか、このへんもですね、あとで結構でございますから、教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 関連した質問になりますけれども、ロマン館での入浴、温泉のですね、この利用はどのようになっているのか、一つお聞きをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 温泉の利用状況でございますけれども、温泉施設につきましては、平成23年度の来客者数が5万7,278名、24年度が5万7,851名、25年度が5万8,429名の来客者数ということになっているところでございます。以上です。今、申し上げましたのは、一応温泉の売

上げに対しての来客者数を申し上げたところでございます。

○議長（杉本和彰君）

4 番 豊後 力君

○4 番（豊後 力君） 確かに、今、数字は出ましたけれども、今後ですね、老朽化に伴う温泉施設の改修、それからメンテナンスですね、そのへんは、かなり今から経費がかかるというふうに私は思います。これは私の思いを一つだけ申し述べるのは、2階部分、温泉施設をですね、図書館に、これは奇抜なアイデアですが、図書館にイメージチェンジすれば、もっと変わった和水町のアピールができるんじゃないかなというふうに思いますので、やはり今後ですね、いかなる経費節減をするか、これは地方創生の中でもですね、ちょっとやっていただきたい部分なんで、あえて今日は申し上げましたが、そういった大きなイメージチェンジをすることもですね、私は必要かというふうに思います。温泉については、天然温泉は三加和地区にございますので、あえて光明石でお客を集客するよりも、そういった環境を整えて教育現場に携わるような施設に生まれ変わるのも、私はおもしろいんじゃないかなということで、ちょっと今日は御提案を申し上げました。今後ですね、かなりの経費がかかると思います。大体の予測的なことがわかれば、今のうちに示していただきたいというふうに思いますがいかがですか、もしわからなければ結構です。そういった長期的な展望を加えて、やっぱり予算をしていかないと私はそれが言いたいんです。

○議長（杉本和彰君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 今、豊後議員がおっしゃいましたとおり、ロマン館の今後の取扱いにつきましては、また、株式会社ロマン館の方にですね、会議等につきましても、こういうお話があったということをお伝えしましてですね、町としても、そのことについて考えていきたいと思っております。また、経費につきましても、今後そのどのくらいかかるのかということですね、また、再度、計画というか、計算しましてですね、今後の活用に進めていきたいと考えますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） ただいまの、豊後議員の御質問に対しまして、甚だ不確定なものですから、この場で申し上げるのは、ややばかになる面はございますけれども、今、国交省の管轄事業、国交省、経済産業省、その他各省庁が連携した、道の駅の活性化事業というモデル地区の選定の募集を行っております。それに対しまして、手を挙げておりまして、ロマン館を含めた、民家村あるいは、裏のカヌー館、菊池川の川べり、このへんを含めた再生事業ということで、手を挙げております。このへんが決まれば、再生協議会というのを開かさせていただくつもりで、これはまた御相談を申し上げますけれども、つもりでおりますけれども、具体的な形としては、そういうことで今、動いております。これが、選定されるかどうかはですね、あれでございますので、いずれにしても再整備といいますかね、必要はございますと思いますので、検討をいたしてまいりた

いというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） はい、すいません。あの先ほどですね、温泉の方の人数ということで、人数を申し上げましたところでございますけれども、ちょっと、あのこちらの、間違えですね、実際の先ほど言いましたのは、目標でですね、23年度の実績につきましては、すいません。23年度がですね、6万5,739人、24年度が6万5,583人、25年度が6万6,811人でございます。すいません。訂正させていただきます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） はい、今、今年度の事業ということで、赤字経営というようなお話しができました。上期の決算も終わったと思います。そういう中でですね、本当に実動的にどれくらいの赤字を出しているのか、これは、数字はわかっと思ってと思いますが。

○議長（杉本和彰君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 11月末の現在の経営損益ですけれども、マイナスの106万3,000円ということになっております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 11月現在ですね。これから先のやり方では、これを解消でくる可能性もある、しかし、まだ赤字が増える可能性もあると、3月になってみなければわかりませんが、これは努力していただくと。そういうことでですね、去年はですね、どうにかこうにかの黒字で終わっております。今年度、そういうような赤字の流れでいっていると。これから先、27年度から3年間ですね、解消しながら、もしですよ、赤字が残っていくならば、相当な努力をせんとこれはやっていけないというふうに私は思います。なぜならば、熊本市では、植木あたりでもまた物産館を開業すると。近隣では、非常に競争の激化になっていると、そういう中で風呂、この問題も大きな原因の一つではないかというふうに思っております。本当に、この3年間やっていただければそれ相当の努力をしていただかんと、プラスマイナスゼロにはならないというふうに私は思っております。そういうことで、委員会あたりでも、この協議はされたと思いますが、ロマン館の経営方針、今後の経営方針ですね、大きなことも上げられたと思いますので、その経営手腕的な、今後の気持ちですね、それを、委員会あたりでも協議をされて、これは、提案をされておりますのでその点を、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 経営方針でございますけれども、ロマン館の事業計画に伴います管

理運営を行うにあたっての基本方針ということで、提出されておるところでございます。

当該施設は、交通の便など地理的条件ならびに、歴史的背景や体験施設の観光面に特異性がございます。我々としては、この特異性を生かし施設運営の不可欠であると認識し、施設の特性を生かし、観光誘致を基盤とし観光誘客を基盤に地域農業の振興と活性化など、地域住民との交流を積極的に図ることが必要であります。合わせて、当社の諸事業と周辺地域の観光資源を相互に結び付ける観光商品の開発を積極に行うことにより、地域振興の新しい核となる企業を目指します。という計画を策定されております。このことから、運営につきましては積極的に商品開発の開発を行いながら、進めていきたいと考えておられると思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

9 番 庄山忠文君

○9 番（庄山忠文君） 商品開発というふうなことが、方針の第一かと思います。さっき、豊後議員あたりのお話もあったように、温泉施設関係の一つの考え方も、これから先は非常に必要ではないかというふうに思っておりますので、今後のですね、経営手腕をですね、私は希望するところでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 今後の経営につきましては、町といたしましても、ロマン館にいろいろなアドバイス指導等も行っていきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第2号、指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

11時10分から会議を開きます。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時13分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。小山議員、荒木拓馬議員、高巢議員の質問に対し答弁漏れがありました。執行部の答弁を許可します。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 先ほど、小山議員それから荒木拓馬議員の御質問に対して答弁の漏れがございましたので、答弁をさせていただきます。まず、小山議員のLED照明灯に転換をする1,132灯の地区別の内訳でございます。菊水地区が640灯全体の56%、三加和地区が492灯44%の比率でございます。合わせまして1,132灯であります。それから、荒木議員の既にLEDに転換をしている照明灯の本数ですけれども、66灯を既に地区の要望等により転換をしているものでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 先ほど、ロマン館の生産者協議会の会員数につきましての、答弁漏れがございましたので答弁させていただきます。平成26年度の町内の登録者は105名、町外が65名、業者が72社、合わせて242の会員数でございます。以上です。

日程第5 議案第3号 指定管理者の指定について

○議長（杉本和彰君） 日程第5、議案第3号「指定管理者の指定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） ただいま、議題となりました、議案第3号指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館の指定管理者を次のとおり指定する。平成27年1月19日提出。和水町長福原秀治です。和水町三加和温泉ふるさと交流センター設置及び管理条例第13条第1項及び和水町緑彩館の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法第244条第6項の規定により議会の議決を得る必要があるため、本議案を提出するものであります。まず、管理を行わせる公の施設の名称ですが、三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館でございます。指定管理者となる団体は、住所が和水町内田2211番地、団体の名称は株式会社丸美屋、代表者は代表取締役東健、指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間であります。選定については和水町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第5条の規定により選定したものであります。同条、同条例第3条の規定により公募を行うことといたしまして、平成

26年11月4日から14日までの間を参加表明期間として設けました。その後、同年11月25日から12月5日までの間を申請書受付期間としたものであります。参加表明にあたりましては、2団体の参加表明がございましたが、申請団体は1団体でありました。その1団体が、株式会社丸美屋でございます。その株式会社丸美屋の指定管理者申請書の提出を受け、本年1月9日に和水町指定管理候補者選定審議会を開催し、指定候補管理者として選定をいたしましたところであります。株式会社丸美屋から提出をされました、事業計画書及び収支計画を審査した結果、三加和温泉ふるさと交流センターと、及び緑彩館の管理運営に対する町の意図を理解し、本業で培った民間ノウハウを生かした提案が出されておりました。また、指定管理に対する熱意についても高く評価をされたところであります。なお、この審査会には税理士それから、中小企業診断士の資格を持つ方にも、御参加をいただいておりますことを申し添えます。このことから、選定審議会では、株式会社丸美屋を指定管理候補者として、ふさわしいと判断し選定したところでございます。以上、提案理由の説明を終わり、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 交流センターの件について、質問をいたしますが、この件につきまして11月の1日から町の感じでは、どうもいけないということで、この丸美屋さんをお願いをして進んどります。私も、最近2回ほど温泉に行きました。大変、温泉はもう本当に素晴らしい温泉です。家族湯に孫も連れて行きましたが11日の日に行きました。その前にも、視察に行きました。11日の日に行きましたが、もう今日は2時間待ちですよ、ということで断られて山鹿に行きました。料金的にも、交流センターは900円でございます。前は700円だったと思いましたが、今は900円ということで、山鹿に行きますと1,200円でございます。そして、温泉の中身はもう湯壺からいろいろ山鹿の温泉と比べてみますと、三加和の家族湯は広くて湯の質もよくなっております。交流センターを民間の人にさせていただいた訳でございますが、そこで私が質問するのは11月1日前にそこには従業員が何名おられたのか、今、現在何名くらいで経営をなさっているのか。行ってみますと11月1日前には、だいぶ人間がおられたような気がいたしますが、現在はやっぱり少ないような感じがいたしますので、この点について伺いますのでございます。ロマン館の話が出ましたがロマン館は水がどんどん出てるわけでございますが、元気村のこの前民間委託する前にボーリングをやり直しまして、ほとんど油を炊かんでいいというような話を聞いたりします。そこらへんのメリットもありますので、もう少し、こらもう民間にお願いしたから民間にあの私たちが何もいわんじゃなくて、やっぱり町の建物を貸して経営をしていただいておりますので、あえてここで質問をするわけでございます。ロマン館においても、ふるさと交流センターにおいても、この元は国がガットウルグアイラウンドということで相当金をつぎ込んで、町と地域の交流を図りたいということで造った施設でございます。私も、ロマン館の時は、だいぶ質

問をいたしました。これは、緑彩館、ロマン館でも一緒ですが、農村のために大変ためになっているという思いでございます。これは、赤字が出てもしっかりひとつ頑張ってもらわなければならない、思いで言ったわけでございます。今、近隣には、大きな物産館ができております。特に、山鹿市の夢大地ここに行ってみますと、お客さんがいっぱいでございます。品物が良いと。うちのロマン館、緑彩館に行きますと品物がなかなか少ないという思いでございます。そこらへんも含めまして、やっぱり本当にためになるように、野菜あたりも一つ経済課主体になって、立派な品物が出るような、そういうこともやっぱり、バックアップして行かなければ私はいけないということを、何度も申し上げました。なかなか見えますと、野菜はまだ少ない。温泉もよございますので、後は、そういった緑彩館についても出荷組合あたりの指導していただいて、年金プラス出荷された給料で少しでも、農家の方も潤えるようにしていただきたいと。ただ、先ほどから言いますが、もう、丸美屋さんにもう、お願いしとるから、それで終わりということではなくて、やっぱりある程度のことは、やっぱりものを申し上げて、バイキングにもなったりします。いろいろ手を打っておりますが、何回もこの席で言いますが、メロンドームに行きます、私も近所ですから。七城温泉も行きます。もう、七城温泉あたりは、もう車の駐車場がない、そのように多うございます。正月の2日に行きますと、甘酒を2日3日用意しとられます。私には、甘酒をしてる間ありませんが、いろいろな、そういう手を打って、頑張って、そんで、七城の町民の皆さんは、我が町にはメロンドームと温泉があるから大変幸せであるというようなことも、新聞に載っかります。そういうことで、今の11月1日から人間がどのように、また、いろいろな面で、どのように、改善をされているのか、この点についてお伺いをしたと思います。

○議長（杉本和彰君）

事業課長 山下 仁君

○事業課長（山下 仁君） 今、杉村議員からのお尋ねのいわゆる何名働いているかというようなことですが、交流センターの方に16名と緑彩館の方に7名、そして、全体の支配人までいれまして24名でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 現在は、24名ということでございますが、その以前は何名ぐらいだったかわかりますか。

○議長（杉本和彰君）

事業課長 山下 仁君

○事業課長（山下 仁君） 元気村で営業をしていただきよりました時は、あばかんもございしますので、その52名とこう一概に比較はできないと思いますけれども、その抜いたところでも、今の人数が若干は少なくなっというふうに思います。ただ、交流センターと緑彩館といわれる最後にまでされた元気村のことで、具体的な数字についてはちょっと今のところわかりません。すみません。以上です。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 大事なことです、あとで結構ですので、11月前と今はもう24名とおっしゃったからですね、私は、今、だいぶ減ったような感じがしたけん、質問したわけですので後で結構です。

○議長（杉本和彰君）

事業課長 山下 仁君

○事業課長（山下 仁君） 後ほど、具体的に調べましてお答えしたいと思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 3番蒲池でございます。前回ですね、指定管理を結んでいただいた時のプレゼンテーションされたと思います。その時のですね、そのされた時と、現状はどうだったのか、そして、今度にかける思いはどうかを聞きたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

事業課長 山下 仁君

○事業課長（山下 仁君） 今度の申請書を中心に、ちょっとお答えさしていただきたいと思います。施設の基本的な管理上の方針というのは、スタンスから延べさしていただきたいと思いますが、スローガンといたしまして、地域運営で目指せ30万という、あのスローガンのもとですね、基本方針として、地域施設の良さを最大限にアピールし、地域経済化の活性を図る、公平、平等な管理運営をする、安心安全で地域の憩いの場となりうる施設の環境の提供をする、環境に配慮した管理運営、それから5点目が利用者の視点に立ったサービスの向上、6点目が、コスト削減を可能にする管理運営、最後の7点目として、施設運営の男女平等の参画、というふうな視点から目指せ30万をタイトルに、あの目標にやられるということです。一年間、要するに、明けましたので一昨年11月からですかね、約一年余り、現在まで管理運営をされておるわけですが、今回、お出しした議案は、今年の4月から向こう3年ていうようなことでございますので、確かに、担当と意見交換しましたところ一部出来とるものもあるし、1年間の中ではそこまできなかつた、ちょうどあの計画段階から、実施段階移行になったのもあるというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） まず、最初にですね、本来であると、途中ででもですね、検証するのが僕は必要じゃないかなと思っております。そこらへんはですね、今回のプレゼンの中でも、そういう思いがあらわれるならですね、そういうことをプレゼンとしてして、そして、指摘する分は指摘をしていくというのがですね、我々の役目だろうと思いますので、そこらへんはですね、重々肝に銘じて対応していただきたいと思います。またですね、先ほどロマン館に対しても、そうで

すけども三加和温泉もそうです。しっかりやっぱり、ロマン館に対してもですね、ロマン館周り含めたカヌー館にしろ、民家村にしろですね、そして、古代のですね、そこをやっぱどうやって考えるかが必要であると思いますんで、失くしてはいけない施設ではありますんで、そこらへんはですね、しっかりいうべきことはいうていかなければと思います。また、三加和温泉に関しましてですね、言わせていただきますと、それも、ロマン館も含めてですけども、町の財産を費やしてですね、温泉施設、先ほど杉村議員が言われましたけども、新しく掘削して確かにボイラー代が、燃料代がいないという状況のなかでですね、しっかり、黒字をもっていただいて、そして、雇用であったり、農産物の販売であったり、町のPRであったり、そういうことをですね、町の財産が2億使ったら4億になるようなことをですね、しっかりしていただきたいなと思いますんで、やっぱそこらへんもですね、議会の方にも、ちょこちょこ報告していただいて、いろんなことにですね、一緒に取り組んでいければなと思っておりますんで、よろしくお願いします。それに対して町長、答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御指摘ありがとうございます。具体的に入り込んで、恐縮なんですがですけども、交流館、緑彩館におきましてですね、新しい試みといいますか、例えばヨガ教室でありましたり、アロママッサージ教室でありましたり、あの実践販売といいますかね、例えば、豆腐作り、あるいは、和紙作り等々を取り入れて、集客を図っていく、それから、広報活動としては、旅行会社との提携を、今、要するにツアーの立ち寄りということですね、模索を2社ばかりと模索をしておるところでございます。それから、周囲との連携と、これはもう、逆に言えば、御指摘のとおり一番大事なところだと思います。あの辺を神尾小学校の、跡地の活用を決めまして、活性化できればというふうに思っております。また、そういうことで、神尾小学校の跡地には、それに寄与するような相手先に来ていただく努力も、議員のお力もお借りしてやっていなくちゃいかん、そういうふうに考えております。一つ、申し上げますのは、非常にですね、先ほど、杉村議員からの御指摘もありましたように、丸美屋立ち上げには苦勞をいたしましたけれども、私ども、町からの要望、意見に対して真摯に耳を貸すと、いう姿勢は非常に持っておられますので、これ不確定、また不確定なことですが、申し上げますけれども、鮮魚があったほうがよかつじゃなかつなど、生鮮食品ですね、早速もうそのへんもですね、あたっていただいております。なる、ならないにしろですね、そういう意見を聞くという姿勢は持っておられると思いますので、町との連携もですね、やりやすいのではないかとこのように考えておるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 和水町になってですね、三加和だ菊水だと言われませんが、三加和の財産、宝でありますので、しっかり、そこらへんはですね、肝に銘じて、対応していただきたい

と、それを申し添えてですね、質問を終わります。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） ありがとうございます。おっしゃるとおりですね、ペーハー11という温泉はなかなかありませんから、そういう意味ではですね、あの、町の宝、ひいては、活性化できれば、地区の宝ということになると思いますので、しっかり、連携をしまいたいというふうに考えます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第3号、指定管理者の指定については原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 財産の無償貸与について

○議長（杉本和彰君） 日程第6、議案第4号「財産の無償貸与について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 議案第4号、財産の無償貸与について、提案理由の説明を申し上げます。地方自治法第96条第6号の規定により次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。平成27年1月19日提出。和水町長福原秀治でございます。

無償貸与は、旧町立緑小学校の一部を、株式会社果実堂に無償で貸し付けるものであります。旧緑小学校につきましては、先に、平成26年11月1日からではございますが、一部を株式会社果実堂に同じ果実堂に無償貸与を行っております。その後、現在貸し付けている校舎と合わせて、活用したいという申し出がございまして、残余の校舎の一部について、跡地活用事業計画書の提出がございました。本町の基本計画等との整合性や、地域への貢献性などを考慮して調整を行い、無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものでございます。無償で貸し付ける財産、旧緑小学校でございます。土地は、今貸し付けている校舎の、北側の部分、1万1,280平米のうちの1,242平米を貸し付けます。それから、建物につきましては、現在、貸し付けている建物の北側

の建物、具体的には校舎として使われておりました、1階2階の合計面積が、478.5平米、内訳は1階が202.5平米、2階が276平米です。特別学級として、図画室、図書室、視聴覚室、家庭科室、音楽室等に使われていた部分でございます。それから、鉄骨造りの、給食棟、90平米、それから、特別支援学級として使われておりました、特別支援棟、木造ですけれども、この教室196平米を貸し付けるものでございます。無償貸与の相手方は、熊本県上益城郡益城町大字田原1155番地5、会社名が株式会社果実堂、代表者は、代表取締役社長、井出剛。無償貸与の目的は、本施設をベビーリーフ生産事業の拠点として活用しております、株式会社果実堂が、地域の事業者や、NPO法人等と連携して、新たに、竹の子ボイルなどの、農産加工所として、また福祉関連事業の場として、活用を進めるということです。障害者等の農業体験をとおして、農業と福祉、子どもの食育をつないで、和水町らしい教育の場として活用するために、無償貸与をするものでございます。無償貸与の条件は、目的外の使用に寄与してはならない、という条件を付しております。貸付の期間は、平成27年2月1日から平成31年10月31日までとするものです。なお、終期の、31年10月31日は、既に無償貸与しております期間の終期と合わせるために、5年に満たない31年の10月31日までとするものでございます。以上、提案理由の説明を終わります、御承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 2番、森です。先ほど、この件につきましては、全協の中でもちょっとお尋ねをいたしましたけど、新たに、竹の子ボイルなどの農産加工所としてという、課題として、利用するという事で、提案がっております。私が心配するのはですね、あの、たぶん、業者さん、あの、この、ベビーリーフの会社の方々が、いわゆる障害者の方々の、あの障害者といってもいろいろございまして、いわゆる体を動かせない人から、もうほんと健常者と変わらないというような人まで、いろいろございます。そういう、その体を比較的こう、たぶん、動かせるような人あたりを、NPOあたりと、連携をしながら、派遣をしてもらって、竹の子ボイルあたりの生産に携わるという、6次産業的な農産加工所というような、位置づけをしていかれるのかなと、いうふうに理解しているわけですけど、竹の子をボイルをすれば当然皮等あたりが出てきまして、製品と廃棄物が出てきます。そうすると、そういうことの、なんて言いますかね、いわゆる、この敷地内における、この借用した敷地内で十分収まっていける場合は、いいと思うんですけど、約半分近くが、いわゆる残った形に、今現在なってます。ここを、町として、今後どういうふうな、いわゆる、有効利用という形で考えておるのか。それから、ベビーリーフさんが、事業を展開していかれる時に、こちらの方を、いわゆる、現在空いている場所あたりが、こう、どういう形、いわゆる、こう既成事実みたいな形で、ちょっと使って、すぐ引っ込めてみたいな形になっていきますと、全協の中でのちょっと、ある議員の方から出てたように、なんか、こう、又貸しに近いような状態になり兼ねないことを心配いたします。執行部とされてもですね、その

へんの契約についてですね、私は、ケチをつけてるわけじゃないんですよ、いわゆる、こう、ピシッとした契約内容にさせていただきたいと。そうじゃないとやっぱ、あとで、問題が生じたときに、なんかこう、変な形になりかねませんので、事業、せっかく、企業がきてくれたわけですから、それを、よりお互いが、より地域発展のために、こうつなげていく、そういう意味合いからですね、契約に関しては慎重に、そして、繊細にあらゆる部分を検討されて、交わしていただきたいというふうに思います、お考えなりあればお聞きしたいと思いますけど。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御指摘いただきまして、ありがとうございます。この株式会社果実堂さん、もともと、既貸付け分の部分もですね、無償貸与するにあたりまして、地域との連携、あわよくば、今回そこまでの全農作物についてのですね、そこまでの進出は厳しいかもわかりませんが、地元産のですね、農林業生産物を果実堂さんのルートに乗せる試みもしていただくということですね、地元との連携と言いますか、これも大きな事業の一つに入っております。今回、この部分の貸与のお申込みについてはですね、これは、一棟を借りてるんで、もう一棟借りれるとは思ってなかったというようなことですね、意欲的な、貸付けの申し込みでございます。ですから、そう意味では当然契約の相手方は、果実堂さんになります。契約の履行についても、責任を持っていただけると、そういうふうに考えておるところでございます。なおかつ、余ったところはどうすんだい、ということもございますけれども、これは、確定的なことではありませんので、申し上げて良いかどうかわかりませんが、方向として、申し上げさせていただきますならば、果実堂さんとしまして、地元との連携がより深まってきた場合にはですね、そのへんの借入れも考えておると、というような御意向は、今、示しておられます。必要となると、いう時点であれば、恐らく、事業がうまくいってるというような状況であろうかと思っておりますので、逆に言えば、そのへんをしっかり視野に入れてですね、今後、お付き合いをさせていただきたいと、そういうふうに考えるものでございます。だから、今回の契約については、これは、先方の代表者も明言をいたしておられます。果実堂が責任を持って、契約をいたしますということでございます。それから、また、あの又貸しと、転貸しと言いますかね、につきましても、基本的には地元の団体さんも対象になっております。また、この、農業体験ですか、NPO法人と等々の農業体験というのにつきましても、地元のNPO法人が、対象になっておりますので、そのへんも十分に管理コントロールは、できる部分であるかなというふうに考えております、ただ、森議員御指摘のように、野放しにするとするようなことはですね、避けなくちゃならないというふうに、考えておるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 今、町長から、大体方向付けについては、お伺いしましたので、理解をいたします。この、図面を見ますとですね、いわゆる体育館とそれから、なんちゅうんですか、

残ってる場所があのか校庭と校庭の4分の3くらいですかね、が残ってると。そういう方向付け、今、町長が説明されたような方向付けでやって行くということであれば、私はそういう問題についてはもう、どんどん進めていっていいんじゃないかなと、いうふうには思っております。ただ、そのいわゆる、そうなってくると、この体育館あたりも利用させてくださいとか、やっぱ、そういう可能性も今後出てくるんじゃないかなと、あるいは、校庭の問題あたりがですね、そういう形になると、いわゆる、事業がこうどんどん経済的に発展することは、これは、もう望むところですから、非常に良いことなんですけど、そのへんがですね、やっぱし、執行部の側で、どの程度把握をされているのか、あるいは、いわゆる、こう、私が心配するのは、とにかく、ミスマッチ的な状態が生じて、そこでこう変な方向になるとか、そういうことを心配するんであって、根本的な問題は、どんどん発展してほしいと言うのが気持ちの中にありますので、またそうなかれないけないし、我々、議会の方もそういうことに対しては理解を示しながら、やっぱ我が町を何とかこう発展させたいというその思いの中からの質問ですから、いろいろそのへんのことについて、ちょっとこう危惧するもんだから、あえてお尋ねをしているということでございます。もしなんか考え方なり、あるいはそういう方向なりが可能性として、今の段階であるのかないのか、そういうことがわかれば、ちょっとお答えいただければと思いますけど。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 今、具体的にはですね、持っておりません。また、方向性も具体的な方向性は出ておりません。ただし、森議員の御指摘これは当然重要な部分でございます。管理体制には、十分配慮をしていきたいというふうに考えます。よろしく願いいたします。

○議長（杉本和彰君） ほかに、質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 今、2番議員の質問にですね、重複するかもわかりませんが、今回、果実堂さんに新たに貸付るということでですね、事業拡大が図られるということ。それと、また新しい事業としてですね、竹の子特に三加和地区の方はですね、竹の子生産が非常に盛んなところでありますので、非常に事業展開としてはですね、喜ばしいところがあると思います。この竹の子ボイルをすると言うことは、竹の子の皮、それと生産に値しない部分ですね、残菜、それとボイルする時の汚濁水、給食棟に使われると思うんですけども、給食棟に多分、合併浄化槽、単独浄化槽はついてると思います。しかし、ここで事業展開される生産量ですよ、それが、今、設置されてる合併浄化槽なり単独槽なり、その許容範囲内の事業で収めていただくのか、もし、収めていただければ新たに許容の大きい浄化槽なりを設置していくような環境保全体制はどのように果実堂さんは考えられておるのか、これから見ると、地域の事業所の方やNPO法人ということ、これを乗せんでもですね、果実堂さんが子会社的にこの方々を下請で使われるという理解でですね、私は良いと思うんですけども、そういう環境保全についてですね、地域の方々に迷惑をかけないような、残菜にすれば長く放置しておけば悪臭も漂ってきますので、

そういったですね、環境的なあれはどのような見解をお持ちであるかは、お聞きになりましたか。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） 池田議員さんの浄化槽の失礼いたしました。浄化槽の件なんですけど、今、設置してある浄化槽で十分足りると、ちょっと北部環境さんと話しながら、大丈夫だということを聞いております。期間的には、そんな長くその竹の子のボイルの期間が、長くないもんですから2カ月から長くて3カ月程度と、私たちは聞いてますので、現在の浄化槽で十分足りるのではないかと聞いとります。環境問題関係についてはですね、今から、またボイル等をされる方とですね、詳しく細かく打合せをしながら、絶対迷惑がかからないような方法で、いろんなその覚書等も添えてですね、契約を結びたいと思ってます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 是非ですね、地域の方々からクレームが出ないような、環境保全のですね、あれを体制をとられるように、町の方からですね、厳しい指導の元にですね、契約を結んでほしいと思いますので、よろしく願いしときます。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま、2番議員それから、10番議員からも質問があっておりますが、一部関連しておりますので質問させていただきます。先ほどの、提案理由の説明の中で無償で貸し付ける土地と、建物の所在地並びに地番、地籍・構造、それから、建物面積等につきましては、先ほどの説明で十分理解できます。ただここで、大事なことはですね、それぞれの学校跡地の施設をですね、具体的にどのように活用していく計画なのか、それが、さっぱりその施設の内容が見えてきません。できればですね、例えば、部屋場所ごとに、何て言いますか、製品の袋詰め作業室とか、あるいは研修室とか、農機具の倉庫などと、そういった具体的な説明がないと、この中身がぜんぜんわからないわけです。それで、例えば土地のどこでは、所在地、地番、地籍・備考となっておりますが、例えば、この備考欄に活用方法等を加味していただいて、駐車場なり倉庫にしたいと、それから、建物につきましては、所在地、地番、構造・建物面積等となっておりますが、もういっちょ右の方に枠を作って、活用計画では例えば、今、申し上げました製品の袋詰め作業室とかあるいは研修室とか、作業室とかそういう具体的な利用方法等につきましては、果実堂からの説明はあっていないのでしょうか。伺います。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） 議案書の方に載ってないで、申し訳ないことだと思います。土地については、図面、駐車場及びその周辺その建物の周辺となりますので、ここを活用される方が使われる範囲と思います。B棟1階部分、2階部分という校舎の部分でございますけど、これは、

福祉関連事業として活用したいということで、主にNPO法人等が利用されるかなと思いますけど、障害者等の農業体験と宿泊にする場合、ここに簡易的に宿泊していただくような、計画がなされております。給食棟については、先ほどありました、竹の子のボイルの加工所として利用するというのでございます。また、特別支援棟につきましては、NPO法人等が農業体験障害者等の農業体験等を実施される場合の休憩所とか、食堂またはお風呂に使われるんで、校舎と特別支援棟をNPO法人等で、福祉関連の事業に活用するという計画でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま、課長の方から答弁がございましたが、無償の財産の無償貸与ということでございます。それならば、なおさらですね、やっぱ具体的にですね、そういう活用方法等々につきましてはですね、十分執行部の方としては把握をした上でですね、ペース配分をやるべきだと思うわけですね。そうでないと町民の人たちにも説明ができません。何に、どがん使うとかという、そういった施設の中身がですね。だから、やっぱそのへんは、非常にこら大事なことでございますから、基本でございますから、是非そのへんは果実堂さんと話をされて十分対応していただくようお願いいたします。それから、当初学校の跡地は、最初の計画では情報ネットワーク室として活用していきたいというような、そういう計画も載ってましたが、それが年間にどのような利用計画を立てておられるのか、これまた基本的な、私は考え方になると思いますけれども、そういったもろもろの内容の説明が、今まであっておりませんので、それも含めて御検討いただきたい。それから、無償貸付けの条件は目的外の使用には、供用してはならないと明記しております。考えによっては、漠然としておりますけれども、もう一度無償貸与の目的について明確にお答えください。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） 現在の、旧緑小学校の件なんですけれども、三加和地区の3小学校についても、無償貸与という条件を付けて、まず、1つに、企業と、こういう企業とか来られる場合その何ですかね、来やすいような、条件として第1番に無償ということ無償貸与ということ条件を付けてます。それから、学校あたりで国庫補助金等を活用して建てる場合は売却という形にすれば、補助金等の返還等も発生しますので、そのへん等も無償にすれば返還が必要ないということもございますので、そのへんも加味して無償貸与の条件も付けております。なるべく企業等が来やすいような形で、町としても受け入れたいということで無償貸与の大きな条件の1つとしていただいております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今、課長の方から無償貸与のことにつきまして、説明がありましたけれども、とにかくこの果実堂さんの企業誘致は、非常に、これは和水町の将来にとってもですね、

大きなですね財産になっていくだろう。また、農業の拠点施設になっていくんだろうというふうに期待をしております。だから、その無償貸与が悪いとか何とか、そう言うんじゃないくて大歓迎なんです。そういった、企業に入ってきていただいているわけですから。だから、これからさらにそれを充実させていくための、やっぱり、バックアップ支援というのは、町もそれぞれ大変だろうと思いますけれどもですね、十分そのへんを配慮しながら、町を挙げてですね、応援していくという体制づくりを、やっていただきたいという意味で申し上げておりますので、内容につきましてやはり、十分町民の人たちが理解できるような、説明できるような、対応をやりたいということをお願いをしておきます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい、ありがとうございます。御質問の様子を伺っておりましてですね、そのへんの意と言うのは十分に、私の方もくみ取らしていただいております。ちょっと1つだけ答弁で、修正というか、補足ですね、補足をさせていただきたいと思うんですけども、NPO法人等々が使うという話でございましたけれども、これはあくまでも、果実堂と連携して使うということでございます。だから、そのへんの管理もしっかりとできるために、無償貸与の終期と言いますかね終わりの期日も合わせてございます。御指摘はごもっともおっしゃるとおりだというふうに思いますので、今後、出てくるあるいは現存する跡地につきましても、そのへんは十分留意をしながら、進めて参りたいというふうに思います。どうかよろしく願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君） ほかに、質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 地元ですね、議員として質問させていただきたいと思います。また、僕の母校でもありますので、まあしっかりしたですね、ビジョンを持っていただきたいと思う中でですね、質問させていただきます。まずですね、ここをまた無償貸与するにあたってですね、区長さん並びに地域の皆さん方との、こういうことに利用活用させていただきますということで話をされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） はい、まだ、ちょっと詳しい内容までは、区長さん等にはしておりません。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） まず、最初にそれが間違いだと、指摘させていただきます。ですよ。また今後ですね、竹の子を湯がくということにはおおいがします。そういう時に、理解がないとですね、やっぱり、先ほど池田議員が言われましたけれども、そういう住民からの苦情があるわけですよ、そういうところからですね、あの、そういう丁寧さがないというのは不適切ですね、は

つきり言って。やっぱり、その地域の皆さん方が支えて140年余りですね、地域の拠点として小学校があったわけでございます。それに関してですね、地域の皆さん方は、しっかり、関心をもってですね、見てらっしゃるんですよ。そんな中でですね、その地域の皆さん方、区長さん方に説明をしてないっていうのはですね、あまりにも不適切じゃないかなと思いますんで早急にですね、僕は説明をしてこういうふうに利活用させていただきます、そして、この後の跡地に関してはこういう方向性で進めて行かせていただきますというようなことをですね、しっかり私たち議員にもですね、説明をしていただいて、取り組んでいただきたいと思います。そのへんに対しての答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） はい、大変申し訳ございませんでした。早急に、区長さん等にはですね、説明会を開きましてですね、この話を御説明申し上げて理解をいただきたいと思ってます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君）僕はですね、果実堂さんが悪いということではありません。それは、改めて言わさせていただきますけれども、まあそんな中でですね、先日からずっと私は言ってますけども、地域貢献をですね、しっかりしていただきますように。まあその中にはですね、農産物の受入れとかですね、竹の子もあるかもしれませんし、その中でベビーリーフもですねその中に入れていただきたいて、常々申させていたいておりますので、あの右から左じゃなくてですね、しっかりそこは肝に銘じて地域貢献、地方創生につながるようにこのことがですねどれだけ地方創生につながるかがですね、また、町の課題でもありますんで、それが、地域の皆様方の望みでもありますのでよろしくお願い申し上げます。質問にさせていただきます。町長も答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。先ほども、ちょっと答弁と重複をいたしますけれども、前回あるいは臨時議会含めまして、この果実堂さんとの連携の、町とのですね連携の在り方については御指摘を、あるいは御要望をいただいたところでございます。当然、あの竹の子のみじゃなくて、竹の子が始まったということは、竹の子は始まったなあと、じゃあほかのはどうするかと、というような形でですね、進めてまいりたいというふうに考えております。私のお願いも、地元の農産物を何とか全国的なですね、販売路線に乗せれないものかというのが願いでございますんで、また、地元議員さんとしての、御協力もお願いすることになろうかと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君） ほかに、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第4号、財産の無償貸与については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

日程第7 同意第1号 和水町副町長の選任について

○議長(杉本和彰君) 日程第7、同意第1号「和水町副町長の選任について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 福原秀治君

○町長(福原秀治君) お願いを申し上げます。同意第1号、和水町副町長の選任について、和水町副町長に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。平成27年1月19日提出。和水町長福原秀治。対象者の住所：熊本市北区鶴羽田町1114番地2、氏名：佐伯和典、生年月日：昭和28年12月16日生まれ。現在61歳であります。提案理由、和水町副町長を選任いたしたく思いますので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。次に、佐伯和典氏の副町長選任同意をお願いする事由について申し述べさせていただきます。私は、副町長選任についての、次の基準を考えております。

1 番目に副町長は、町政事務方のトップであり、したがって、それにふさわしい行政経験を有し豊富かつ広範な行政知識を持ち、業務遂行のスキルにおいては、本町職員の規範ともなれることが望ましい。

2 番目、副町長は、町長のベストパートナーとして、行政執行を補佐する責務にあるところから、行政手腕を意欲的に発揮し、常に町長への建設的な行政提言を行う存在であることが望ましい。

3 番目、副町長はまちづくりにおいては全職員とともに、企画立案を指揮し、その執行においては、常に精力的な行動を伴う姿勢を堅持し職員のスキルアップ、史実向上に積極的でなくてはならないと、そういうふうを考えております。様々な御異論もあろかとは思いますが、私は、そのように考えておるところであります。

今回、御同意をお願いいたしております佐伯和典氏においては、昭和52年に熊本県に入庁以来、昨年3月、定年退職まで県行政マンとして37年にわたり、第一線及び中核として行政経験を積み重ね同時に手腕を発揮してこられました。その間、地域振興局、県内自治体への出向など特に現場第一線での経験に加え、これからの和水町がまちづくりにおいて、最も必要とする企画開発、商工観光物産、広報、経済交流など幅広いスキルと、脈絡を有しておられます。また、特筆すべきは熊本県福岡事務所長、大阪事務所長、東京事務所長を歴任され熊本県の観光振興戦略、物産販売戦略に携わるとともに、実は事務所長の更に大きな役割である行政中枢との道筋づくりの重要なポジションを担ってこられたことであります。つまり、東京にありましては、永田町霞が関、大阪では近畿圏の中枢、福岡では九州圏の中枢との事務方としての調整と、パイプを通すという極めて重要な任務を果たしてこられたわけでございます。佐伯氏は、自分の公務員経験の集大成として、和水町のまちづくりと振興再生に力を尽くし、骨を埋める覚悟もあると明言していただいております。これほどの経験、知識、業務上の脈絡を有する人物が、これほどの意欲を示してもらっている以上、その、力量と意欲を借りない手はございません。今、和水町が直面する課題である農林商工の活性化と、特にその出口戦略においては、まさに佐伯氏の得意分野であり、その抱負ものぞかせておられます。また、上はもとより横のつながりについても極めて豊富なものがございます。ましてや、現在の政府方針の柱である地方創生における、和水町としての総合的な企画立案、予算措置、どれをとっても瞬時の猶予もございません。今こそ、副町長として迎える絶好の時である、私は、そのように判断をいたしまして、今回の御提案をさせていただきました。佐伯氏を知る県や民間の方々からも佐伯氏に、大いに期待しその手腕を評価する幾多の励ましもいただいております。この和水町にとって佐伯氏の招へいは、それが今、可能であるだけに一刻も早い今、お願いを申し上げたいわけであります。確かに、佐伯氏の現在のお住まいは和水町内ではありません。しかし、副町長として、招へいが実現できればこれほどの人物を、町民として迎えることが可能であります。佐伯氏が、和水町民の一員として、今ある町民の皆様とともにまちづくりに力を注ぐことができるわけでありますから、是非ともそれを実現したい、これが、痛切な思いでございます。私はまちづくりには、企業誘致は無論大事だと思っております。しかし、和水町に大いに役立ち、和水町に愛情を注ぎ、和水町の再生のために力を尽くしてくれる人が、町民となってもらえるのであれば、企業誘致に劣らぬまちづくりだと考えるものでございます。最後になりますけれども、私が、佐伯氏を熱望し提案を申し上げる事由といたしまして、民意で選ばれました私の、和水町づくりの思いを実現するためには、私も無私、私がないということですね。私も無私、そして、副町長も無私で思いの実現に、全力を尽くしてくれる人物佐伯氏を、そのような人物に間違いなく見込んでのお願いを申し上げている、そういうことでございます。どうか、御理解を賜りまして御同意を頂戴できますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑はありませんか。

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 今回ですね、あの副町長の案件が提案されましたけども、合併して平成18年12月から7年近くですね、副町長が町長が菊水地区ということで三加和地区からあがっていただいて三加和のために貢献されました。そんな中でですね、今回は熊本市の方を提案されました。そんな中で、和水町との今までの関わりはどうなのか、また、町長が車座講座として、三加和地区にも入られておりますが、町長の件でどういうことがなされたのか、そこらへんをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） まず、後段の部分でございます。車座集会で副町長の件を、どのように地域に説明したかということでございますけれども、これは、仔細については説明はいたしておりませんでした。人事案件でございます。それから、名前は一人歩きをいたします。要は、佐伯氏をお迎えして、本当にこの和水町のためになるのか、あるいは、その三加和ということでございますけれども、三加和のため菊水のためになるのか。あのバランス状はですね、蒲池議員、私も、よくかみ分けておるつもりでございます。三役の中から、三加和地区からもお願いをしなくちゃいかんということでございますけれども、これは蒲池議員がおっしゃっているのではなくてですね、私が思うことで、三加和地区からと言うことでございますけれども、ただ、申し上げましたように、地域を超えて力量のある人に来ていただくということであれば、あえてそれをお願い申し上げまして、お迎えをしたいとそういう気持ちでおります。三加和地区の方には、そういうことで、全般的な説明それから、私が相談できる方への御相談ということはいたしておりましたけれども、全般的な説明はいたしておりません。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 今の最後の後段の部分は、その何名かあたられたけども駄目だったという理解でいいですかね。それとですね、やはりですね、僕は三加和の選出であり、地元が緑校区ですけれども、そんな中でですね、区長さん方としっかり年末年始ですね、いろんな機会であろう、12月10日に全協がありまして、そんな中で説明がありました。そして、私自身も佐伯さんという方がネット上で調べて、すばらしい経歴の持ち、あの持たれた方だなと。何ら、佐伯さんには問題はないと思います。ただ、立案、提案の仕方が悪いなと思うんですね、これは。はい。我々は地元で上げさせていただいた議員になりますので、そこらへんをですね、しっかり地域の皆さん方に、理解していただけないと私は、その地元の意見をどうやってこの町政に生かしていくか、和水町のためにどうやって考えていくかが私の議員としての責務であります。そんな中でですね、立案の仕方が、あまりにもお粗末すぎるなって思っております、実際。区長さん方と話をする中で、何や三加和から出らんとやと、ということば言われるわけです、実際。そんな中で

すね、私自身、町長も帰られて和水町に帰られて、まだ数年しかたってない。そんな中で、三加和の事がわかるのかというところですよ。そのところで私は、この提案に対してはですね、慎重に行かなければいけないという中で、いろんな方に話を聞きました。そんな中でですね、もう一度ですね、お聞きしたいと思いますけれども、三加和地区の農業の三加和地区に対して、どのようなことを取り組んで行こうと思われるのか、町長、副町長と一緒にですね、そのことをお聞きしたいと思いますけど、どうぞ。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい、農業への取り組みと三加和地区の全般ですね、基本的にはですね、地域を良く知っていただくまではですね、今、区長様というお話が出ましたけれども、まさにここは私は、職員に臨むところでございます。職員が地域としっかり連携する、それを副町長、町長が束ねて持って行ける先へ積極果敢に持っていく。そうでないとなかなか難しい。あわせましてですね、かといって高みの見物でいるか、決してそうではありません。これはもう事実ですから、公にしていきたいと思いますけれども、私が、このお話を申し上げまして以来、佐伯氏は、御自分で菊水地区、三加和地区を回ってですね、一人だけの確認ですから、知れてると言えば知れてるわけなんですけれども、それだけ意欲を持っていたいておる。ですから、そこは職員ですね、職員に対しては非常に失礼な言葉になるかと思いますが、職員の姿勢をしっかり自らの身を持って植え付けていただく、行政マンというのはこうあるべきだという姿勢を見せていただいて、どうか職員と区長さん、それから、そのヘッドにいる副町長ということでですね、地域を盛り上げて行っていただければありがたいと。それから、じゃあ農業政策をどうするんだということでございます。これはもう、蒲池議員ほかの2、3の議員さんに実際の農業に携わりながら、頑張って議員活動も頑張っていたいているという事実がございます。確かに、議会はチェック機関ではございますけれども、大いに連携をして、行政と連携をしていただかなくてはいけない機関であると、私はそういうふうに考えております。では、現実はどうかというとその通りにやっていただいております。私にも、個人の名前は避けましても、こうせなんよ、あーせなんよ、ということでアドバイスをいただいている議員さんもいらっしゃいます。それを聞くか聞かないか、聞ける町長でありたい、聞ける副町長でありたい、それをまとめ上げる、予算化できる町長であり副町長でありたい。そういう意味では、私は行政、ま、ありがたいことに佐伯さんに対しては何の異存も御自身に対してはですね、何の異存もないというありがたいお言葉をいただきましたけれども、ある意味では私は、副町長は町長以上に力量がなくちゃいかん、それは、町長の操縦役であり、職員の重石でなくちゃいかん、ですから、私自身はこの佐伯氏よりもはるかに力量的には劣っていると思います。思いますけれども、議員の皆さんにも、この副町長を利用していただきたい、活用していただきたい。職員は見習っていただきたい。町民の皆さんは押しかけていただきたい。町長室、それから、副町長室が町民の皆さんの談話室になっても私は構わないと思います。むしろ、そうあるべきかと思います。少し違和感があるかもわかりませんけ

れども、そこに議員さんも入って一緒にやっていっていただければ、それが一番本当はいいんじゃないかと思います。本当は、常々はですね、蒲池議員には、よくよく御理解をいただいて御協力も願っております。ただ、牽制期間それから、確認期間ということで、あえてお話をいただいておりますことだと思います。私の思いでございますけれども、答弁にならない答弁かも知れませんが、あっ農業をどうするかが抜けてましたね。よかですか、一言で言えば、出口戦略こそ売れんなら作ったって、何にならんよというふうに考えております。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 合併してもうすぐ10年です。そんな中でですね、町長は選挙ビラの中で出されてますよね、三加和11億学校建設費、三加和地区が11億、菊水地区40億。やっぱりこういう中でですね、町長の選挙の中でですね、三加和地区の皆さん、たった11億しか使つとらんとですよ、三加和地区の皆さん方はバランスの取れた予算の執行が、今、なされてませんよという選挙の戦いをされたわけですよ。そんな中で、住民の皆さん方がですね、町民の皆さん方が三加和地区の町民の皆さん方が、やっぱり公平性がないと思われているわけですよ。だから、なおかつ私は、三加和地区からですね、副町長を選んでいただきたい。そしてなおかつ、先ほども申しましたが、私の緑校区の7名の緑校区の区長さん方が反対されてます。そんな中で、私としてはですね、この案件に関しては、賛成できないということを申しさせていただいて質問に代えさせていただきます。

○議長（杉本和彰君） ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 皆さん、改めましてこんにちは。3 番議員の蒲池でございます。私は、同意第1号、和水町副町長の選任についての反対の討論をさせていただきます。まず、最初に佐伯様の名誉のために言わせていただきますと、佐伯さん自体に何も問題があるとは思っておりません。むしろすばらしい方だなと思っております。ただ、提案の仕方がお粗末というところですね、私は反対討論をさせていただきます。先ほども、質疑の中で言わせていただきましたが、三加和地区の町民の感情が町民の皆様方の感情が、まだまだ、理解できていないというのがですね、一番の要因であります。先ほども申しましたが、先日、私、緑校区の地域の代表者である区長さん方7名と、副町長の件を話させていただきました。そんな中ででもですね、まだまだ理解ができないということであります。私は、地域から押されて議員をさせていただいてます。それを踏まえてですね、この案件に対しては反対させていただきます。以上、反対討論を終わります。

○議長（杉本和彰君） あの誠に申し訳ありませんが、議長裁量において、これで討論を終わり

ます。これから採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第1号、和水町副町長の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立少数です。

したがって、同意第1号は同意しないことに決定しました。

日程第8 閉会中の継続調査について

○議長（杉本和彰君） 日程第8、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました閉会中の継続調査申出書一覧表のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

平成27年第1回和水町議会臨時会を閉会します。

御起立願います。

お疲れさまでした。

閉会午後0時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署 名 議 員